

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

一 許可番号

平成二十七年五月十三日

指令川建セ第二七〇〇二〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十一月二十日

川建セ第二七〇〇六三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷字御殿七十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字上大屋敷七十三番地

間中 光好